

医療費の上昇や医療の質の低下と薬価の高騰や不平等な I S D 条項に繋がる T P P 協定交渉からの脱退を求める意見書

政府は T P P 協定交渉への参加が来る 7 月には可能となる見通しを公表した。しかし、その影響は、農業分野以外でも大変危惧されている。

協定交渉の結果、医療サービスの市場が自由化された場合、公的医療保険のきかない「自由診療」の範囲が拡大されることによる患者の自己負担額の上昇や、過度なコスト削減による医療の質の低下につながることを多くの国民が懸念している。

また既に、米韓 F T A において、韓国側が薬価を含む医薬品に関する政策について異議申し立てを受け入れる独立機関を設置することが協定で義務づけられるなど、主体的な薬価の決定ができなくなり、薬価の高騰に発展する可能性も指摘されている。

一番恐れているのは、外国の投資家や企業が、進出国において相手国政府の法律や行政上の不備等で損害をこうむった場合、協定に基づいて相手国政府に対する損害賠償を国際仲裁機関に訴えることができる、という I S D 条項である。

例えば、ドイツ政府は脱原発を決定したが、ドイツで原発を運用していたスウェーデンの企業から I S D 条項で提訴され、結果的にドイツ政府は多額の賠償金を支払っている。このように、たとえ国民の安全安心の政策決定でも訴訟の対象となるのである。

しかも、日本では、T P P などの条約は日本国憲法の定めにより、国内法より優位に置かれるため、最悪の場合、米国企業などから日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして訴えられ、健康保険法の改正を求められることになる事態も想定される。

そして、T P P の根本的な問題として、ラチェット規定という歯どめ規定が設けられていることである。ラチェットとは一方向にだけ向かう爪車のことで、協定発効後に各国が自国の規制を自由化した場合、将来にわたって自由化水準を後戻りさせないことを定めている。したがって、規制改革の後戻りは認められず、参加してからは引き返すことはできないのである。

T P P の枠組みの中でも、米国などの企業や投資家から、日本の規制や制度の緩和や撤廃を求めて訴えられ不利益をこうむる不平等条約を強いられる可能性は否定できない。

よって、国におかれては、このような国益に反する協定になる可能性が明らかになれば T P P 協定交渉から脱退することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆	議	院	議	長	}	様	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
外		務	大	臣			
厚	生	労	働	大			臣
経	済	産	業	大			臣
内	閣	官	房	長	官		
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）							